

## 下限面積（別段の面積）の設定について

農地の貸借、売買、譲渡等には、耕作者の経営面積が下限面積（別段面積）以上であることが必要です。

農地法で下限面積を50aと定めていますが、平成21年の法改正により、農業委員会が別段の面積を設定できることとなり、また、別段面積について毎年検討することとなりました。

平成23年度の検討結果をお知らせします。

区 域	下限面積	備 考
川西町全域	50a	従来の面積を変更しない

### 検討内容

- ・2010 農林業センサスの結果、50a以上の農地を耕作している農家が全農家の9割を超えている。
- ・利用状況調査の結果、耕作放棄地率は0.3%と非常に低い現状である。